

○財務省告示第百二十一号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成三十年四月十九日に発行した利付国債の発行
条件等を次のとおり告示する。
平成三十年五月八日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（五年）（第百三十
五回）
二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第四条第一項及び財政
の法律及びその
運営に必要な財源の確保を図る
ための公債の発行の特例に關す
る法律（平成二十四年法律第百
一号）第三条第一項並びに特別
会計に關する法律（平成十九年
法律第二十三号）第四十六条第
一項

三 振替法の適
用等 社債、株式等の振替に關する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定

四 発行方法 振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行われる入札
であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下
「国債市場特別参加者・第I非

二十	十九	十八	十七	十六	十五	十四
払込期日	者入札参加	払場所	元利金支	償還金額	償還期限	第二期以後の利子

平成三十年四月十九日

財務大臣から通知を受けた者

日本銀行額百円につき百円

額面金額百円につき百円

平成三十五年三月二十日

利子を支払う。六月間に属する

て、その日以前六月間に属する

を支払う。六月間に属する

を、その日以前六月間に属する

毎年三月二十日及び九月二十日

償還金額 $\times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$

す。次期及び第十六号において規定

その翌営業日に支払う。以下、

が銀行休業日に当たるときは、

金額を支払う。ただし、支払期

とし、次の算式により算出した

平成三十年九月二十日を

と、平成三十年九月二十日を

償還金額の総額 $\times \frac{0.1}{100} \times \frac{30}{365}$

る。